

# 広陵町寺戸地区の特定農業振興ゾーンに関する協定締結について

広陵町の寺戸地区において、県と広陵町及び地元の農業者の役割の明確化など今後の特定農業振興ゾーンの円滑な取り組みに資するため、協定を締結する。

## 1. 特定農業振興ゾーンの設定地区



## 2. 地区の概要

寺戸地区

- ①農地面積 3.4 h a
- ②農家戸数 26戸

## 3. 協定の内容

高収益作物への転換その他の施策を集中的かつ優先的に推進する区域である寺戸地区特定農業振興ゾーンにおいて、県、町及び地元農業者が連携し、並びに協力して各種施策に取り組むことで、農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図る。

県	町	地元
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町及び地元の取組への支援</li><li>・ 農業者等に対する農業経営指導及び農業技術指導</li><li>・ 県が事業主体となる各種事業の実施</li><li>・ 町、地元及び各農家が事業主体の各種事業の指導</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地元との調整、地元の取組への支援</li><li>・ 町が事業主体となる各種事業の実施</li><li>・ 県の各種事業の地元及び関係機関との調整</li><li>・ 地元及び各農家が事業主体の各種事業の指導</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県、町が行う事業への協力</li><li>・ 農業者等が事業主体となる各種事業の実施</li><li>・ 高付加価値作物生産の振興</li><li>・ 後継者・担い手の確保</li><li>・ 農地や農業用水路などの農業資源の維持等</li><li>・ 田園風景など景観等の保全や安全な農産物の生産</li></ul>

## 4. 協定締結日 令和元年10月25日（金）